

協同組合の今日的存在意義と展開方向(4) 二〇一二国際協同組合年と協同組合運動の展開方向

東京農業大学 名誉教授 白石正彦

1. 二〇一二国際協同組合年と国内外の取り組み動向

二〇一一年一〇月三十一日に国連本部で「二〇一二国際協同組合年」の開始（キックオフ）が正式に宣言された。また、十一月十六日には国際協同組合同盟（ICA）の総会で「二〇一二国際協同組合年」の開始を宣言し、日本では、東京の国連大学で二〇一二年一月一三日に「第三回二〇一二国際協同組合年全国実行委員会」と「国際協同組合年キックオフイベント」『協同組合がよりよい社会を築きます』フォーラム」が開催される。

表-1 2012国際協同組合年全国実行委員会の活動の基本的目標

①社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上
②協同組合の発展
③協同組合政策・制度の整備
④東日本大震災からの復旧・復興

注：2012国際協同組合年全国実行委員会の資料による。

二〇一二国際協同組合年全国実行委員会は、活動の基本的目標として、表1のように①社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上、②協同組合の発展、③協同組合政策・制度の整備、④東日本大震災からの復旧・復興の四つを明示している。すなわち、これらの四つの基本的目標を結びつけて取り組む必要がある。

日本の協同組合は、表12のように

白石 正彦 しらいし まさひこ)氏



【専門】

農業経済学、協同組合論、食料政策論
九州大学大学院修了(博士(農学))

【公職等】

英国・オックスフォード大学客員研究員、東京農業大学
教授、ICA 協同組合原則・宣言検討委員、ドイツ・マール
ブルク大学客員教授、日本協同組合学会会長、全国農
業協同組合中央会「JA 経営マスターコース」コーディ
ネーター等を歴任。

現在、家の光協会家の光文化賞審査委員、中国・青島農
業大学合作社学院客員教授

東京農業大学総合研究所農協研究部会会長

東京農業大学名誉教授

2012国際協同組合年全国実行委員会実行委員等に就任。

【主な著書】

『協同組合の国際化と地域化』(監修・共著)

『農業の基本法制』(共著)

『地域産業の振興と経済—農・工・商複合化政策—』(共編著)

『新原則時代の協同組合』(監修・共著)

『フードシステムの展開と政策の役割』(共編著、農林統計協会)

『農と食の現段階と展望』(共監修・著)

『食料環境経済学を学ぶ』(共著)

『地産地消と循環型農業』(監修) など

二〇〇九年三月末で、組合数が三万六千、組合員数が延べ八、〇
一六万六千人、職員数が六万四千人と、延べ組合員数は総人口
(一億二、五八三万一千人)の六二・五%を占めている。日本の
人口の半分以上が協同組合のメンバーでありながら、協同組合法
制が職能別に異なり、政策面で各省庁の影響力が強い。そのため協同組
合間の連携が不十分であり、認知度も高くない。

しかし、国際協同組合法を契機に、各都道府県段階でこれらの

表-2 日本における主な協同組合の組合数、組合員数および
職員数(2009年3月末)

	組合数	組合員数(千人)	職員数(千人)
農業協同組合	770	9,401	224
漁業協同組合	1,092	362	13
森林組合	711	1,575	7
生活協同組合	612	25,320	53
大学生協	228	1,509	2
医療福祉生協	117	2,680	30
全労済	58	13,900	4
労働者協同組合	66	47	11
労働金庫	13	10,058	11
中小企業組合	32,384	2,305	156
信用組合	162	3,698	22
信用金庫	279	9,311	111
計	36,492	80,166	644

注: 1) 一部数値は推定を含む。組合員数は延べ人数である。

2) 農業協同組合の数値は総合農協。

3) 漁業協同組合の数値は沿海地区出資漁協。

4) 農林水産省『総合農協統計表』等に基づき作成。

協同組合が横断的に活動するための実行委員会が結成されつつある。例えば、東日本大震災と原発事故からの復旧・復興に取り組んでいる福島県では、二〇一一年二月八日に「二〇一二国際協同組合年福島県実行委員会」が結成され、記念シンポジウムが四〇〇人規模で開催されている。同実行委員長、副委員長、監事などの役員には、福島大学副学長、福島県農協中央会会長、福島県漁協連合会理事長、福島県森林組合連合会会長、福島県生協連合会会長、福島県中小企業団体中央会会長、福島県酪農協組合長、JA福島県青年連盟委員長等で構成され横断的な連携が図られている。¹⁾

同実行委員会の規約二条には「…協同組合の価値や協同組合が現代社会で果たしている役割等について広く県民に認知されるように取り組みを行うとともに、協同組合運動を促進させる取り組みを行うことを目的とします。」と明示されている。さらに第三条の事業には「福島県の復興と再生に向けた協同の取り組みに関すること」など五項目が明示されて、行事としては二〇一二年三月に「福島県農林水産業復興大会（仮称）」等が計画され、横断的連携に加え、協同組合を基軸に医師会、労働組合、婦人団体、マスコミ関係機関などとの連携も始まっている点を評価したい。

2. 協同組合憲章検討委員会の

協同組合憲章草案（最終案）の意義

1) 協同組合憲章 草案（最終案）の概要

二〇一二国際協同組合年全国実行委員会の下に置かれた協同組合憲章検討委員会は、二〇一一年二月五日に第六回（最終回）の委員会を開催し、協同組合憲章 草案（最終案）をとりまとめた。この草案（最終案）は、二〇一二年一月一三日に開催される第三回二〇一二国際協同組合年全国実行委員会ですらに審議される予定である。

協同組合憲章検討委員会の協同組合憲章 草案（最終案）は、表1-3のように、1. 前文（憲章制定の目的を明示）、2. 基本理念（協同組合の基本的理念を明示）、3. 政府の協同組合政策における基本原則、4. 政府の協同組合政策における行動指針、5. むすびで構成されている（全文は、末尾に掲載）。このうち「3. 政府の協同組合政策における基本原則」では、(1)協同組合の価値と原則を尊重する、(2)協同組合の設立の自由を尊重する、(3)協同組合の自治と自立を尊重する、(4)協同組合の地域社会の持続的発展に貢献することを重視する、(5)協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置づける」という五項目が明示されている。

「4. 政府の協同組合政策における行動指針」のうち、△協同組合の活動の支援▽の項では、(1)協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する、(2)地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する、(3)地域社会の

表-3 協同組合憲章検討委員会の協同組合憲章 草案(最終案)

1. 前文
2. 基本理念
3. 政府の協同組合政策における基本原則
(1) 協同組合の価値と原則を尊重する (2) 協同組合の設立の自由を尊重する (3) 協同組合の自治と自立を尊重する (4) 協同組合の地域社会の持続的発展に貢献することを重視する (5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置づける
4. 政府の協同組合政策における行動指針
[協同組合の活動の支援] (1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する (2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する (3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する (4) 協同組合に関する教育・研究を支援する (5) 協同組合の国際的な活動を支援する [適切な協同組合政策の確立] (6) 横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける (7) 協同組合の制度的枠組みを整備する (8) 協同組合における定款自治の強化を支援する [協同組合の実態把握] (9) 協同組合についての包括的な統計を整備する (10) 協同組合の社会的貢献について調査する
5. むすび

注：協同組合憲章検討委員会資料による。

活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する、(4)協同組合に関する教育・研究を支援する、(5)協同組合の国際的な活動を支援する(全文は、末尾に掲載)と明示している。

△適切な協同組合政策の確立▽の項では、(6)横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける、(7)協同組合の制度的枠組みを整備する、(8)協同組合における定款自治の強化を支援するが明示されている。

△協同組合の実態把握▽の項では、(9)協同組合についての包括的な統計を整備する、(10)協同組合の社会的貢献について調査するが明示されている。

2) 協同組合憲章草案(最終案)の意義と

協同組合憲章制定への方

二〇一二年一月一三日に第三回二〇一二国際協同組合年全国実行委員会で協同組合憲章 草案(最終案)が審議・採択されるが、その後は、同実行委員会に参画している委員の所属協同組合(全中、日生協など連合組織、単位協同組合)の組合員・役職員や協同組合学会会員が、国際協同組合同盟(ICA)の「二一世紀の協同組合(協同組合の定義・価値・原則)」と「JFA綱領(農協)、JF綱領(漁協)、JForest綱領(森林組合)」等と結びつけて「協同組合憲章 草案(最終案)」の論議を活性化することが期待

されている。

具体的には、各連合組織や単位協同組合において新年度の事業計画（とくに二〇一二国際協同組合年を重視した教育学習活動計画）の中に、「協同組合憲章 草案（最終案）」の学習活動と意見集約を盛り込むことが期待されている。例えば、二〇一一年七月に採択された「協同組合憲章 草案（第一次案）」に対して、生活クラブ事業連合生協連合会では会員生協で活発に議論され、その意見を同連合会で集約して、協同組合憲章検討委員会の議論に反映させている点が評価できる。

協同組合憲章 草案（最終案）は、二〇一二国際協同組合年全国実行委員会が先導役となり、各協同組合の組合員・役員による議論を活発化させ、その意義が理解され、一般の人びとやマスコミでも注目される中で、政府や国会、自治体での議論と制定を要請しながら、最終的には政府によって「協同組合憲章」が国会に上程され、決定される方向を展望するべきである。

国際協同組合同盟（ICA）の傘下には約一〇億人、日本においても約八千万人の組合員が結集しているが、協同組合運動の人間尊重と協同の理念をふまえて、協同組合憲章 草案（最終案）の意義を理解する上で、表1-4のA・F・レイドローの協同組合セクター論が示唆に富んでいる。

すなわち、第一に、「公的、私的セクターおよび協同組合セクターのどれをとっても、単独では、現在までのところ、全ての経

表-4 A・F・レイドローの協同組合セクター論

①	公的、私的セクターおよび協同組合セクターのどれをとっても、単独では、現在までのところ、全ての経済問題を解決し、完全な社会秩序をととのえることはできなかったし、どの2つをとっても同様であった。3者が一緒に並んで活動し、相互に補完することによって、人間の力で可能な最良のものを達成しよう。
②	将来成功する協同組合は、思想的には、実利主義と理想主義の混合物となるだろう。すなわち、実際上の理由から私企業との有利な取り決めに入りながら、資本主義を駆りたてる主な動機である利潤の追求に反対するという点においては非妥協的な態度をとる。
③	一方では国家に対する、他方では私的セクターに対する協同組合の立場は、当然、時によって多面的かつ柔軟でなければならない。…協同組合思想は一方では極端な国家主義、他方では圧倒的で貪欲な資本主義という両側面から脅かされる。
④	協同組合は社会主義的であるか、また資本主義的であるかということに関する論争の多くは、協同組合組織を他者との関係によって正当化したり、説明したりする必要がないという単純な理由から無駄である。
⑤	1966年に公式に採択された現在の協同組合原則の第6原則（協同組合間の協同）は、協同組合セクターの概念を支持する声明であることが指摘されるべきである。

注：1980年ICA第27回大会報告書、カナダ協同組合中央会参事、ICA執行委員）

済問題を解決し、完全な社会秩序をととのえることはできなかったし、どの二つをとつても同様であつた。三者が一緒に並んで活動し、相互に補完することによつて、人間の力で可能な最良のものを達成しえよう。」という点である。

第二に、「将来成功する協同組合は、思想的には、実利主義と理想主義の混合物となるだろう。すなわち、実際上の理由から私企業との有利な取り決めに入りながら、資本主義を駆りたてる主な動機である利潤の追求に反対するということにおいては非妥協的な態度をとる。」という点である。

第三に、「協同組合は社会主義的であるか、また資本主義的であるかということに関する論争の多くは、協同組合組織を他者との関係によつて正当化したり、説明したりする必要があるという単純な理由から無駄である。」という点である。

第四に、「一九九六年に公式に採択された現在の協同組合原則の第六原則（協同組合間の協同）は、協同組合セクターの概念を支持する声明であることが指摘されるべきである。」という点である。

協同組合間協同については、「二一世紀の協同組合原則」（ICAが一九九五年決定）では、「第六原則 協同組合間の協同」において「協同組合は、地域的（ローカル）、全国的（国を越えた）広域的（リージョナル）、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもつとも効果的にサービスを提供し、協同組合運

動を強化する。」と明示している。すなわち、協同組合間協同は、「組合員にもつとも効果的にサービスを提供することと、国内外の「協同組合運動を強化する」という二つを結びつけて、取り組むことが、A・F・レイドローの協同組合セクター論の理念を実践面に生かすことに通じる。

3. 二〇一二国際協同組合年を重視した協同組合運動におけるトップ役員のリーダーシップ

二〇一二年の国際協同組合年では、「協同組合はよりよき社会を築きます」というスローガンを掲げている。この旗印の下に組合員同士の横軸のつながりを土台に、組合員と地域社会がコインの表裏のように結合して縦軸の事業革新を促進するべきである。協同組合におけるトップ役員は、このような協同組合運動に誇りをもつて、協同組合の価値・原則を自ら実践に結びつけ、模範を示しつつ改革・改善のためのリーダーシップを発揮するべきである。

第一に、表15のように「震災後における『絆』意識の変化」をみると、全体では「高まった」と回答した割合が七六・九%を占め、とくに主婦は八四・三%と六・四ポイント高い。さらに、表16のように「JAの社会的役割に関するイメージ」をみると、

表-5 震災後における「絆」意識の変化

単位: %

		高まった(計)	高まっていない(計)
全 体		76.9	23.1
職種別	ビジネスマン	71.9	28.3
	主婦	84.3	15.7
	その他	75.5	24.5
関与別	ネガティブ層	72.0	28.0
	無関心層	76.6	23.4
	好意層	85.8	14.2

注: JA 全中調査「全国紙広報等の効果測定: 平成23年6月、対象: 首都圏・阪神圏在住者、20～60代男女、1000サンプル」。

表-6 JAの社会的役割に関するイメージ

単位: %

	2010年11月	2011年6月
自分の生活の支えになっている	19.1	22.5
地域の生活の支えになっている	36.4	41.0
地域の繋がりを保つことに貢献している	44.9	52.7
地域の活性化に貢献している	43.7	49.4

注: JA 全中調査「2010年11月全国紙広報等の効果測定: 対象: 首都圏・阪神圏・中間都市、その他地域、20～60代男女、2,400サンプル、2011年6月、全国紙広報等の効果測定: 対象: 首都圏・阪神圏在住者、20～60代男女、1000サンプル」。

四つの項目とも二〇一〇年一月に比べて東日本大震災後の二〇一一年六月の方が高まっており、震災後は「地域の生活の支えになっている」「地域の繋がりを保つことに貢献している」「地域の活性化に貢献している」と回答した割合が、それぞれ四一・〇%、五二・七%、四九・四%を占めており、注目される。

このような「絆」意識の高まりやJAの社会的役割に関するイメージアップを大切にして、日本の農協、漁協、森林組合、生協などに加えて労働者協同組合、労働金庫、中小企業組合、信用組合、信用金庫などの協同組合のトップ役員は、TTP問題²⁾に加えて、東日本大震災対策と原発事故対策を緊急の基本課題として、同時に長期にわたる基本的課題として、連携しながらタイムリーなリーダーシップの発揮が求められている。

全国農協中央会は、表-7のように平成二三年九月に原発事故対策について、1. 原発事故の早期終息、2. 安全・安心な牛肉流通の確保、3. 適切な放射能物質検査の実施、4. 東電・国による迅速かつ万全な損害賠償、5. 国による避難区域等の復興支援と除染の実施、6. 風評被害の防止と消費拡大対策の六項目をとりまとめ、第三次要請を国と東電に行っているが、この輪を協同組合セクターの運動として広げるリーダーシップが協同組合のトップ役員に求められている。

第二に、二一世紀の協同組合原則のうち「第五原則…教育、研修および広報」では、「協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。」³⁾と明示している。

すなわち、協同組合の内部の組合員、役職員に加えて、一般

の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる”という点に注目して、教育・研修・広報活動に取り組む必要がある。このように国際感覚豊かな協同組合の価値・原則重視の協同組合の体質革新の種まきにトップ役員が先導的役割を發揮することを期待したい。

表-7 全国農協中央会による原発事故対策に関する第3 次要請 平成23年9月)

1. 原発事故の早期終息
2. 安全・安心な牛肉流通の確保 1) 全頭検査等による安全管理態勢の構築 2) 汚染された牛肉の買い上げ等による市場隔離と処分 3) 肉用牛農家等への経営安定に向けた支援の拡充等 4) 十分な稲わら等の確保・供給に向けた支援の実施 5) たい肥等の万全な流通対策の実施
3. 適切な放射能物質検査の実施 1) 品目の生産・摂取等の実施に即した検査方法等の設定 2) 早急な検査体制の整備 3) 生産者・消費者への周知徹底
4. 東電・国による迅速かつ万全な損害賠償 1) 中間指針に示された損害の早期賠償 2) すべての損害の早期賠償 3) JA等への賠償 4) 損害賠償金に対する税制特例の措置
5. 国による避難区域等の復興支援と除染の実施 1) 復興の道筋の明確化と県・市町村への支援強化 2) 汚染農地等の国による一旦買い上げ 3) 政府の責任による除染の実施
6. 風評被害の防止と消費拡大対策 1) 正しい知識の理解促進 2) 官民一体となった大々的な消費拡大・価格浮揚対策の実施 3) 輸入禁止等を実施している国への早期措置の撤廃と日本食の信頼回復

注：全国農協中央会「東日本大震災復興・復興対策および原発事故対策に関する第3次要請（平成23年9月）」による。

第三に、協同組合運動は、①協同組合の価値・原則志向の教育、研修および広報活動を土台として、②横軸である組合員同士の結びつき、あるいは結集力を高めつつ、③縦軸である事業経営力の強化に取り組む必要がある、これらの三つの分野を結びつけた管理運営へのトップ役員のリーダーシップが問われている。⁴⁾

4. 二〇二二国際協同組合年を契機とする協同組合運動革新の未来像

―単位協同組合の革新的な組織力・求心力と

革新的な協同組合間の連合・提携活動の創造―

第一に、TPP問題に象徴されるようにグローバルな金融・経済を担う弱肉強食の環境整備という旧来思考の政治・金融・経済・社会システムが、人間の飢餓と貧困や貧富を拡大し、地球環境・生態系を破壊している。⁵⁾

後者の人類的課題解決（人間尊重と地球環境保全）のためには、地域の暮らし・農林漁業・就業・生態系の持続的発展を基点とした地球規模の市民ネットワーク型事業活動の連携（市民型グローバルズム）の新たな思考による政治・金融・経済システムづくりが大きな課題である。

この課題解決は、パラダイム（規範）転換による新システムの

創造であるが、その一翼を担うのは約一〇億人が結集する非営利で組合員参画型の事業体である協同組合である。

一九八〇年の第二七回ICA大会のレイドロー報告は、日本の総合農協について生産資材の供給、農産物の販売、貯蓄信用、共済、生活物資の供給、医療サービス、営農指導、文化活動のためのコミュニティセンターの運営など広範な経済的社会的サービスの提供に注目し、「もし総合農協がなければ、農民の生活や地域社会全体は、まったく異なったものとなるう。」と総合農協に高い評価を与えている⁶⁾。さらに、一九九二年の第三〇回ICA大会のベーク報告は、参加型民主主義について、日本の生協の班組を基礎とした事業活動に高い評価を与えている⁷⁾。

このような国際的評価を再点検しつつ、客観的条件の激変もふまえて、協同組合運動の主體的な取り組みの優先順位としては単位協同組合の革新的な組織力・求心力の創造が求められている。

“単位協同組合の革新的な組織力”は、トップ役員の意識改革とリーダーシップと組合員同士の横の連携を重視し、農協の場合には集落組織、作日別組合員組織、女性部・青壮年部などの属性別組織、高齢者福祉などの目的別組織の再編成と生き生きとした個性的活動の創造、さらにそれを支援する農協機構の組織革新とTAC担当や生活文化活動担当職員のコーディネート機能の強化、若い女性層を対象とした女性大学や子どもたちを対象とした食農教育活動などを総合的に拡充するべきである。

“単位協同組合の革新的な求心力”は、組合員が利用したくなる魅力的な事業創造にある。例えば、農協の場合は、従来からの農協ブランド農産物の持続・拡充のための当該農産物への需要創造（海外輸出を含む）のみでなく、新規農協ブランド農産物の開発（大学・試験研究機関との連携を含む）、農地の土壌条件等を考慮した個性的な生産資材の開発と低コスト化、営農技術・融資・経営診断を包含した営農指導の拡充、地域の循環型小エネルギーを活用したエコ産業の創造、健康寿命百歳をめざした高齢者福祉事業の創造などへ挑戦するべきである。このためにはトップ役員の意識改革とリーダーシップと共に専門性を有する中間管理職によるアイデア・情熱、組合員と販売先の新たなニーズを結びつけようとするコーディネート機能等を総合的に拡充するべきである。

第二に、革新的な協同組合間の連合・提携活動は、従来の農協、生協、漁協などの相互の情報（特に組合員のニーズと願い）への関心が弱い点をトップ役員の意識改革とリーダーシップによって見直す必要がある。

さらに、革新的な協同組合間の連合・提携活動は、農協・漁協・森林組合などが地元の自治体とも連携して個性豊かな環境保全型農林漁業とその暮らしの姿、組合員・役職員の思いを生協等に所属する都市生活者に誇りを持って発信し、都市生活者にこのようなすばらしい農山漁村の危機を支援したいという感動を与えら

れるか否かが問われている。協同組合間の持続的な連合・提携活動の中心にあるのは、人びとの感動、信頼関係の持続を基礎とした地域ブランドの持続的な開発にあり、この両輪の革新によって展望を切り開く必要がある。

例えば、生協コープおきなわ（組合員二万人、職員一、四一八人へうち正規二五三人、供給高八二〇一〇年度〇・六・六億円）の地域経済社会の活性化に焦点を当て、沖縄の離島、本島、首都圏等の生協・組合員等の内外をつなぐプロジェクト事業活動は注目される。沖縄県が基地問題、離島問題（雇用、教育、医療）など困難な諸課題を抱えている中で、地元の自治体・農協・製糖など中小企業・大学さらに首都圏や新潟県の生協・農協・中小企業・試験研究機関・大学とも連携して、地域特産品の開発と交流活動を結びつけて離島の人びとのくらしと産業の活性化に挑戦している。

離島の一つである沖縄県伊平屋村（人口約一、三五〇人、約五〇〇世帯）では、黒糖アガラサーミックス（黒糖蒸菓子用粉など）や県産米での泡盛の開発、中央農業総合研究センター北陸研究センターが開発した水稻品種の楽風舞（北陸酒二〇三号）の活用を契機に沖縄の泡盛と新潟の日本酒を連携した農協、生協等での販売、伊平屋村の珊瑚礁などの環境保護により豊かな生態系でしか育たない「もずく」の持続的生産のためにコープネット事業連合（首都圏のコープとうきょう、さいたまコープなど一都七県

の会員生協の組合員数は三八五万人の連合組織）は伊平屋村漁協等に一二〇万円謹呈している。同事業連の会員であるさいたまコープの組合員フェスタには伊平屋村からは役場、漁協、メーカー、コープおきなわなど一八名が参加し、共同開発した伊平屋黒糖アガラサーミックスなどのPRを行っている。

さらに、黒糖アガラサーミックスの売り上げより一パック二円を活用して東大生によるサマースクール（中学生の学習塾）を開催し、伊平屋村の誇りの創出、交流促進、雇用創出に結びついていく点が評価できる。

【注記】

1) 実行委員には、これに加えて公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会会長、財団法人福島県婦人団体連合会会長、社団法人福島県医師会会長、日本労働組合総連合会福島県連合会会長、福島県農業会議会長、J A 福島女性部協議会会長、福島県信用組合協会会長、全労済福島県本部長、東北労働金庫福島県常務理事、農林中金福島支店長などJ A グループの理事長・県本部長・支所長・局長、マスコミ関係の社長、局長等が構成メンバーである。

2) 鈴木宣弘教授は「TPPの影響に関する各種試算の再検討」『月刊J A』（二〇一一年二月号、全国農協中央会）において、①農水省試算はTPP参加による^{a)}農業と関連産業へのGDPベースでの影響（損失）を一七・九兆円、^{b)}外部効果である農業の多面的

機能喪失分の金額換算（損失）を一三・七兆円であること、②内閣府試算はT P P参加の利益と損失を相殺したG D Pベースの経済効果（純利益）を二・四〇三・二兆円としている。鈴木氏の見解はこれに多面的機能喪失分を引いた総合評価は一・三〇一〇・五兆円とマイナスになり、加えて内閣府の試算はG D P増加率が過大に見積もられていることをコメント、③鈴木氏の見解は、米関税の完全撤廃後も現在の国内生産量（約九〇〇万トン）を維持する場合は、一・六五兆円の財政負担額になり、牛乳・乳製品や畜産物など米以外の農産物に対する補填を含めると財政負担は毎年四兆円となり不可能であること、などを指摘している。

3) 日本協同組合学会誌編『二一世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言—』日本経済評論社、二〇〇〇年。

4) 一九九五年のICAの全体総会で採択された『二一世紀に向けての協同組合宣言』の「協同組合の誓約」の項では「協同組合運動は永続的な将来性のある運動であり、生成する運動であり、終わりが無い。…それはその思想の提起するものと現在世界が要請するものとの間で常に引き裂かれた運動である。それは、熱心でプラグマティックな協同組合人が組合員のニーズに応え、より広い目標を達成し、日常活動において協同組合原則を守るために、自分の協同組合がすべき選択について常に考えていない限り、失敗する運動である。」と注意を喚起している点に注目するべきである。特に、協同組合のトップ役員自らが協同組合原則に関する学習・教育に率先してリーダーシップを発揮し、組合員・役職員が共に協同組合らしい体質づくりのための教育文化活動、協同組合らし

い人づくりを事業計画（予算措置を含む）に明確に位置付けて取り組む必要がある。

5) アメリカ国勢調査局が発表した二〇一〇年のアメリカの貧困者（単身者で年収約八三・五万円以下、三人家族で約一三〇・三万円以下）が四、六一八万人と国民の一五・一％になり一九九三年以降最大。四年前より年間七四三万人増加。健康保険を有していない人数（国による保障も民間会社の保険にも加入できていない数）は四、九九〇万人（そのうち、一八歳以下の子どものうち七三〇万人が無保険）（太田洋輔「D・C・通信」『月刊JA』（二〇一一年一二月号、全国農協中央会）。

6) 日本協同組合学会誌編『西暦二〇〇〇年における協同組合「レイドロー報告」』日本経済評論社、一九九一年。

7) S・A・ベーク著、日生協・生協総研訳『変化する世界における協同組合の価値』コープ出版、一九九三年。



協同組合憲章 草案（最終案）

1. 前文

1. 経済と社会がグローバル化するなか、世界的な金融・経済危機、大規模自然災害等に際して、協同組合は、地域社会に根ざし、人びとによる助け合いを促進することによって、生活を安定化させ、地域社会を活性化させる役割を果たしている。こうした重要な役割を果たしている協同組合を、2012年の国際協同組合年を契機に今後いっそう発展させるための基本的な理念を明らかにし、政府に対して、協同組合全体を貫く協同組合政策の基本的な考え方と方針を明らかにするよう求めるため、ここに協同組合憲章草案を定める。
2. わが国は、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれにともなう原子力発電所事故によって、これまでの国土開発政策、エネルギー政策、社会経済政策、地域経済と地域社会づくりなどに、根本的な反省を迫られている。
3. 東日本大震災では、政府による公的支援が遅れるなかで、多くの協同組合が、これまで培ってきた協同のネットワークを活用して、被災住民への支援を積極的に行なった。協同組合以外の分野でも、至るところで市民による多様な被災地支援が行なわれ、共助・協同への関心が高まった。社会を安定化させるためには、自己責任（自助）と政府の援助（公助）だけでは不十分であり、人びとの助け合い（共助）が必要だという社会認識が広まっている。
4. 人びとの助け合いの絆を強化し、無縁社会を友愛と連帯の社会に変え、限界集落の増加・人口減少・雇用の不安定化などで疲弊する地域経済を活気づけ、食料・環境・エネルギーなどのテーマに取り組み、持続可能な社会をめざして未来を切り拓くためには、相互扶助組織としての協同組合の発展が不可欠である。
5. 世界に目を向けても、同じことが言える。世界は現在、経済的不況、格差の拡大、環境汚染、エネルギー問題、多くの発展途上国の人口爆発と先進国の少子高齢化、頻発する地震・津波・噴火などの自然災害により、危機に直面している。とくに、1980年代に始まり90年代に入って本格化した新自由主義にもとづく経済のグローバリゼーションは、世界的に貧困と格差を増大させた。
6. その一方で、多くの国で民主化が進み、社会の主権者としての市民が社会づくりのイニシアチブを発揮するようになってきている。各国の市民社会化の発展にともない、市民たちが協同して行なう事業と運動としての協同組合の意義と協同組合への期待が世界的に高まっている。
7. 世界的金融・経済危機の下で、加えて、行き過ぎた市場主義への危惧が表明される国際的潮流のなかで、2009年12月、国連総会は、2012年を国際協同組合年と宣言する決議を採択した。この決議は、世界各国の社会経済開発において協同組合がこれまで果たしてきた役割と、今日の社会経済問題の改善に貢献する可能性を評価したうえで、全加盟国の政府と関係者に対して、この国際年を機に、協同組合への認知度を高め、協同組合を支援する政策を検討・整備するよう促している。
8. 国連のこの要請に応えることは、日本の協同組合と政府の責務である。協同組合は、自らの努力によって協同組合運動をいっそう発展させなくてはならない。また、政府は、協同組合の発展を促進するための制度的枠組みを整備しなければならない。

2. 基本理念

1. 近代的協同組合の起源は、19世紀の産業革命のもと、ヨーロッパ各国で労働者、農林漁業者、中小の商工業者、消費者たちが生活を守るために自発的に取り組んだ協同の活動であった。
2. 協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である（付属文書参照）。協同組合は、相互扶助の非営利の組織として、国民経済の一翼を担っている。その共通の基本理念は、組合員の助け合いと協同であった。協同組合の基本理念は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に集約されている。協同組合は、自助、自己責任、民

- 主義、平等、公正、連帯という価値を基礎としている。また、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的価値を信条としている（付属文書参照）。
- 3．協同組合は、経済的公正を求めて、経済的弱者の地位の向上に努めるとともに、組合員の出資参加・利用参加・運営参加といった参加型システムを発展させることによって、民主主義を浸透させる学校としての機能を果たしてきた。協同組合はまた、「働きがいのある人間らしい仕事」を創出する主体として、その発展が期待されている。
 - 4．協同組合の理念は世界中に広がり、現在、国際協同組合同盟（ICA）は、92カ国の協同組合・約10億人の組合員を擁する、世界最大の国際NGO（非政府組織）となっている。
 - 5．日本では、延べ8,017万人の組合員と66万人の職員を擁する、世界でも有数の協同組合が活動する社会となっている。これらの協同組合は、主として農林漁業、商工業、金融、共済、消費生活などの経済の領域で活動してきたが、近年は医療・福祉、子育て支援、仕事おこし、買い物が困難な人への生活必需品の供給など、地域社会全般にかかわる公益的活動を強化させている。
 - 6．阪神淡路大震災以降、NPO（非営利組織）などの市民組織が取り組む公益的活動の重要性が注目されるようになってきた。協同組合がこのような活動に取り組む組織としてよりいっそうの役割を果たすためには、協同組合同士の協力を強め、地域住民やNPOなどのさまざまな組織と連携し、さらに行政との協働を促進して、地域社会のために活動することが必要である。

3. 政府の協同組合政策における基本原則

社会経済開発に貢献する協同組合の活動を支援する政府や地方自治体（以下、「政府」）の役割は重要である。政府は、協同組合政策に取り組むにあたって、上記の基本理念をふまえたうえで、以下の原則を尊重すべきである。

(1) 協同組合の価値と原則を尊重する

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）と、国際労働機関（ILO）の「協同組合の振興に関する勧告」（2002年）に留意し、ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995年、付属文書参照）に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

(2) 協同組合の設立の自由を尊重する

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

(3) 協同組合の自治と自立を尊重する

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

(4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

(5) 協同組合を、社会経済システムの有力な構成要素として位置付ける

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門（セクター）と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。

4. 政府の協同組合政策における行動指針

政府は、具体的な協同組合政策に取り組むにあたっては、上記の基本理念と基本原則をふまえたうえで、下記の行動指針を尊重すべきである。

〔協同組合の活動の支援〕

- (1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する。

協同組合が安全・安心な食料などの確保、金融や保障へのアクセス、地域の雇用・福祉・医療・環境・教育問題等の解決に取り組む際、その活動を支援する。

(2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、災害からの復興や地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即してさまざまな関係者や関係団体が参加できる仕組みを創設する。また、協同労働型の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する。さらに、再生可能な自然資源を活用した協同組合による分散型エネルギー供給事業の創設等を支援する。

(3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する

地方自治体は、地域社会の活性化を図るために、協同組合振興条例やまちづくり条例などを制定し、協同組合・NPO・自治会など、地域社会に根ざす諸組織を支援する。

(4) 協同組合に関する教育・研究を支援する

協同組合について理解する機会を増やすために、協同組合に関する教育を小学校から学校教育に導入し、大学における協同組合研究の機会を増やす。また、女性、高齢者、障がいのある者、自然災害の被災者たちをはじめ、希望者が協同組合をつくる際には、必要な教育と職業訓練の機会を確保する。

(5) 協同組合の国際的な活動を支援する

地球温暖化、環境汚染・破壊、飢餓、貧困、社会的排除等の諸問題の克服や、多文化共生などに貢献する協同組合の国際的活動を支援する。また、発展途上国の協同組合の育成を支援するために、政府開発援助（ODA）の拠出等の支援を行なう。とりわけ、国連のミレニアム開発目標への協同組合の貢献を強化するために必要な対策と支援を行なう。

[適切な協同組合政策の確立]

(6) 横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける

協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組みを行政内に設ける。

(7) 協同組合の制度的枠組みを整備する

協同組合の発展を図るために法制度について必要な見直しを行なうとともに、協同組合を推進するための新しい法制度についての検討を進める。また、税制、会計基準、自己資本規制などについて検討するにあたっては、協同組合の特質に留意する。

(8) 協同組合における定款自治の強化を支援する

協同組合の地域的条件、事業内容、規模などに対応して柔軟な制度設計が可能となるよう、協同組合の事業運営や管理における定款自治の強化を支援する。

[協同組合の実態把握]

(9) 協同組合についての包括的な統計を整備する

協同組合が経済活動に与える影響を総合的に評価するために、政府統計のない協同組合分野についても統計づくりを進めることで、包括的な協同組合統計を整備する。

(10) 協同組合の社会的貢献について調査する

協同組合の社会的役割を評価するために、協同組合による人づくり、絆づくり、まちづくり、自然環境保全活動などの社会的貢献について調査し、その結果を公表する。

5. むすび

1. 国際協同組合年を契機として、協同組合は、地域のさまざまな組織、政府や地方自治体との協働を促進し、さらに公益的活動の発展を図る決意を表明する。そして、その過程で協同組合は新しい活動分野をつくりだし、地域の経済と社会のリーダーとしての役割を担う。

2. 政府は、地域社会を活性化するうえでの協同組合の役割を認識し、協同組合の発展を支援する。

以上

付属文書

「協同組合のアイデンティティに関する声明」 （国際協同組合同盟、1995年）

<定義>

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

<価値>

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

<原則>

協同組合原則は、協同組合がその価値を实践するための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（一人一票）をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

- ・ 準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため。その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。
- ・ 協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため。

- ・ 組合員の承認により、他の活動を支援するため。

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なう場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修、広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

（日本協同組合学会訳にもとづいて一部修正）

